

審查基準整理票

処分名	児童手当の額の改定		
根拠法令名	児童手当法	(条項) 第 9 条	
基準法令名	児童手当法	(条項) 第 9 条	
所管部署	こども未来部 子育て支援給付課 管理給付係		
標準処理期間	4 0 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [児童手当の額の改定に係る審査基準] 児童手当の額の改定は、児童手当の受給資格及び手当の額の認定に係る審査基準に準じ、当該基準に適合することを基準とする。			
【参 考】 [根拠法令] 児童手当法			
(児童手当の額の改定)			
第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。			
2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。			
3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。 (昭六〇法七四・一部改正)			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。